様式第5号（第14条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宇美町長

保険給付の一時差止めについて（通知）

　あなたは、特別の事情等がないのに国民健康保険税（以下「国保税」という。）の滞納を続け、　　　年度第　　期分の納期限から1年6か月が経過しましたので、国民健康保険法第63条の2第1項の規定により　　　　年　　月　　日以降に申請（請求）される保険給付（特別療養費、療養費、移送費、高額療養費、葬祭費等の現金給付）につきましては、その支払いを一時差し止めます。また、このまま、更に滞納を続けられますと一時差止めを行っている保険給付の額から滞納している国民健康保険税分を控除させていただくことになります。

　なお、今回の保険給付の一時差止めの原因となる国保税額の滞納額の内容及び保険給付の一時差止めの解除要件は下記のとおりです。

記

1．保険給付の一時差止めの原因となる国保税額の滞納額の内容（督促手数料、延滞金を除く。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 期別 | 金額（延滞金は除く） | 納期限 |
| 年度 | 期 | 円 | 年　　　月　　　日 |

2．保険給付の一時差止めの解除の要件

　　滞納している国保税を完納したとき又は納付できない特別の事情等が生じたと認められるとき（届出が必要）には、保険給付の一時差止めを解除し、保険給付（特別療養費、療養費、移送費、高額療養費、葬祭費等の現金給付）の支払いを行います。また、被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等の給付対象者となったとき（届出が必要）は、世帯主に対し当該被保険者に係る被保険者証を交付します。

※　納付されたにもかかわらず、本状が届いた場合は、郵送による行き違いですのでご了承ください。

|  |
| --- |
| （教示） |

問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号